

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

2019年5月号 (Vol.9)

司法取引制度の適用事例にみる企業としての対応策

I. 司法取引制度の運用状況

II. 司法取引制度が適用された事例の紹介

III. 企業としての対応策

IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 山内 洋嗣

TEL. 03 6266 8579

hiroshi.yamauchi@mhmjapan.com

弁護士 眞木 純平

TEL. 03 5223 7761

jumpei.maki@mhmjapan.com

弁護士 竹市 涼

TEL. 03 5223 7795

ryo.takeichi@mhmjapan.com

I. 司法取引制度の運用状況

2018年6月1日、日本版の司法取引制度として『証拠収集等の協力及び訴追に関する合意制度』¹が導入されました。

この制度は、一定の犯罪類型（後記Ⅲの「特定犯罪」をいう。）について、検察官と被疑者・被告人との間で、弁護人の同意があることを条件に、被疑者・被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件の解明に必要な一定の協力を行うことと引き換えに、検察官が被疑者・被告人の事件について公訴を提起（起訴）しないこと等の有利な取扱いをすること等を合意する制度であり、その概要は、2018年4月号（Vol.5）（[http://www.mhmjapan.com/content/files/00031281/CRISIS%20MANAGEMENT%20NEWSLETTER\(Vol.5\).pdf](http://www.mhmjapan.com/content/files/00031281/CRISIS%20MANAGEMENT%20NEWSLETTER(Vol.5).pdf)）に記載したとおりです。

現時点において、日本国内において司法取引制度が適用された事例は2件存在します。そして、そのうち1件は会社の代表取締役による役員報酬に係る有価証券報告書の虚偽記載が疑われる等した金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の事例であり、もう1件は外国における現地の公務員に対する会社関係者による贈賄が疑われた不正競争防止法違反（外国公務員贈賄）の事例です。

本号では、司法取引制度への企業としての対応策という観点から、企業が同制度を利用した後者の事例について紹介するとともに、当該事例を踏まえて企業にとっての同制度の意義や具体的な対応策、危機管理体制構築の在り方等について取り上げます。

¹ 平成28年5月24日に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律54号）。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

II. 司法取引制度が適用された事例の紹介

【事例】不正競争防止法違反事件

司法取引制度の第1号案件となった本件は、X社がタイ王国において請け負った火力発電所の建設工事をめぐり、2015年2月、建設資材の海上輸送を依頼していた物流業者の下請け輸送業者が、発電所の建設現場近くに設置された棧橋に資材を荷揚げしようとしたところ、地元湾港当局の公務員を含む地元関係者らにより仮棧橋建設許可条件に違反している旨を指摘され、棧橋を封鎖されたうえ、2,000万パーツの金銭を支払うように要求され、資材の荷揚げが遅れた場合、発電所の建設遅延が発生し、X社が多額の遅延損害金等を支払う義務が生じることが見込まれたことから、許可条件違反の黙秘等を求める趣旨のもとに、同社関係者が、輸送業者を介して、前記地元湾港当局の公務員に対して、現金1,100万パーツ（約3,900万円）を支払ったと疑われる等した不正競争防止法違反（外国公務員贈賄）の事案です。なお、外国公務員贈賄罪には、法人も処罰対象とする両罰規定が存在します。

X社は、内部通報により、前記贈賄の疑いを把握し、社内調査を実施しました。その結果、法令違反が疑われたことから、2015年6月、東京地方検察庁に報告書を提出するとともにその後約3年間にわたり同庁による本件の捜査に全面的に協力し、司法取引制度の適用を受けました。

最終的に、前記贈賄に関与が疑われる元取締役を含む幹部3名が起訴され、法人としてのX社は起訴されず、現地の担当社員も起訴されませんでした。

III. 企業としての対応策

1. 企業にとっての司法取引制度の適用を受ける意義

上記IIにおいて紹介した事例は、継続中の事案であるため、これについての論評は差し控えますが、一般論として、司法取引制度の適用を受けることに関しては、企業の側にも一定のメリットがあると考えられます。

例えば、司法取引の結果として、両罰規定に基づき企業が起訴されず、有罪判決を受けることに付随するリスク（例えば、各種許認可の取消し・欠格事由への該当、入札資格の停止、プロジェクトファイナンスやその他の借入等の失期、その他の取引停止等）を回避することができ、企業にとって大きなメリットがあり得ます。

また、企業が、司法取引により検察庁に積極的に情報提供し、捜査に協力する姿勢を打ち出すことで、レピュテーション・ダメージを軽減することも可能でしょう。

このようなメリットを享受できるかどうかやそのメリットがもたらす影響の程度

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

は事案によって異なりますが、今後、企業としては、有事対応時において、司法取引を選択肢として俎上に載せた上でその適否を検討することが求められます。

2. いかなる事案が司法取引の対象となるのか

法律上、司法取引の対象となるのは、「特定犯罪」と呼ばれる一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪ですが、特定犯罪に該当する事件すべてに司法取引が適用されるわけではなく、検察庁は、「特定犯罪」の中でもどのような事例に司法取引を適用するのか相当慎重に吟味しています。

検察庁が、いかなる事案で司法取引を行うのかについては、最高検察庁新制度準備室が公表した司法取引についての考え方が参考になります²。

公表によれば、検察庁は、当面の間、①処分の軽減等をしてはなお、国民の理解を得られること、②従来の捜査手法では同様の成果を得ることが難しいこと、③司法取引制度を利用することで重要な証拠が得られる見込みがあることや本人の供述に積極的に信用性を認めるべき事情があること等を考慮して司法取引を適用する事案を選択するとしています。そして、2018年9月の検事総長の訓示によれば、その中でも特に、国民の理解が得られること、本人の供述に積極的に信用性を認めるべき事情があることを重視していることが窺われます（日経新聞2018年9月27日電子版「司法取引『国民理解得られる事案で』検事総長が訓示」）。

これらの言及からしますと、とりわけ企業が司法取引により訴追を免れる事例においては、それが真の事案解明に貢献し、当該企業の自浄作用の発揮にも資するか否かが検察庁によりしっかりと吟味されることが想定されます。

3. 企業が行うべき対応策

企業としては、司法取引を俎上に載せて検討することが求められる以上、前述した検察庁の基準を参考に、いざというときには司法取引を行えるだけの準備をしておく必要があります。

先に紹介した事例を紐解いていくと、内部通報によって法令違反の疑いが生じて内部調査を進め、その結果を検察庁に報告するとともに、その捜査にも協力したという点が指摘できます。

法令違反を含む不正・不祥事を防ぐことができなかったとしても、これらの不正・不祥事を発見できる体制を構築していたこと、そして、内部調査を実施した上、その結果を踏まえて自主的に検察庁に法令違反を報告したこと等企業側が誠実な対応をしたことで、司法取引を行ったとしても国民の信頼を得られる事案であると評価されたと考えられます。

² 最高検察庁「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」（法律のひろば71巻4号）48頁以下参照。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

したがって、今後司法取引制度の適用を想定する場合には、上記事例におけるプロセスは大いに参考になると考えられます。そして、発見された不正・不祥事の内容を踏まえて、それが司法取引の対象となる法令違反に該当するかどうか、司法取引をすることでどのようなメリット・デメリットがあるか等を検討して、適切かつ迅速な判断を下すことが必要となります。

4. 不正・不祥事を早期に発見できる体制の構築、不正・不祥事の実態を解明し、適切に対処できる危機管理体制の構築について

司法取引の適用を受ける上で、企業が早期に社内不正・不祥事を見出すことは極めて重要です。当該不正・不祥事に関与した会社関係者や他の企業との間で先に司法取引が行われてしまえば、司法取引の適用を得ることが困難になります。また、そうならなかったとしても、検察庁から不正・不祥事への対応策の甘さを指摘されて、そのような企業と司法取引をすることについては国民の理解を得られないとの判断がなされ、司法取引に応じてもらえないことになるおそれもあります。

また、同様に、発見された不正・不祥事の実態を解明し、適切に対処できる危機管理体制の構築も極めて重要です。司法取引を行うかどうかの判断をする前提として、不正・不祥事の内容や関わった関係者の規模、同種案件の有無、さらに悪質な不正・不祥事の有無等を正確に把握していなければ適切な判断を下すことはできません。危機管理体制の不備により、第三者による調査や捜査機関による捜査の過程で内部調査において発見できなかった同種案件やさらに悪質な不正・不祥事が発見されるような事態となれば、司法取引の適用は極めて困難にならざるを得なくなってしまいます。

具体的な体制の構築については、①内部監査の実効性向上（内部監査部門の人的拡充やメール監査等の新手法の導入等）、②不正行為についての報告義務履践の徹底、③海外を含む子会社・関係会社から必要な情報がもれなく共有される仕組みの構築（適切なレポーティングラインの設定や（次の④にも関係する）グローバル内部通報制度の構築等）、④内部通報制度（海外を含めたグループ全体、場合によっては取引先・サプライチェーンをも利用者とするものの検討を含む）、⑤社内リネンシー制度の適否の検討等を行うことが求められます。こうした自浄努力は、単に不正の予防策として有用であるだけでなく、有効な司法取引につながる面もあるわけです。

また、証拠となる書類・データ類等が誤廃棄されたり、不正・不祥事の関係者によって意図的に毀棄・隠匿されることがないように、あらかじめ資料の保全・収集の仕組みを構築することも必要です。

5. 適切かつ迅速な判断を下すこと

これまでも述べたとおり、司法取引を行うかどうかについて、適切かつ迅速な判断を下すことは極めて重要ですが、発見された不正・不祥事が法令違反にあたるのか

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

どうか、司法取引を行うことによってどのようなメリット・デメリットがあるか等の判断に際しては実務上かなり難しい検討を求められることが想定されます。加えて、国境を超えた事案においては、日本で司法取引を試みる過程で、米国法における秘匿特権等諸外国法上の権利に影響を及ぼさないかという観点での検討も必要です。

したがって、手続の進み方や検討のポイントを熟知し、いざというときにスピード感をもって、事案に応じた適切な判断が下せるよう、あらかじめ備えておくことが必要となります。

IV. おわりに

本号では、不正・不祥事が生じた企業における司法取引の在り方を中心に取り上げましたが、最も重要なことは、平素から内部統制システムやコンプライアンス体制を充実させて、不正・不祥事の発生を予防することにあります。

そして、充実した内部統制システムやコンプライアンス体制を構築していれば、いざ不正・不祥事が発生したとしても、企業に向けられる社会的批判を軽減することができ、司法取引を行うことに対する国民の理解も得られやすくなるのではないのでしょうか。

セミナー情報

- セミナー 『第二東京弁護士会 基礎一般研修 「日本版司法取引の概要と弁護士のための実務上の留意点」(会員限定)』
- 開催日時 2019年6月5日(水) 18:00~20:00
- 講師 山内 洋嗣、大川 信太郎
- 主催 第二東京弁護士会 研修センター

文献情報

- 論文 「「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針(仮)」が有事対応に与える示唆」
- 掲載誌 日本カタリストウェブサイト
- 著者 山内 洋嗣、塚田 智宏

- 論文 「【企業法務】ビジネスと人権に関する最新動向と実務対応—豪州現代奴隷法やM&Aにおける対応を含めて—」
- 掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.31 No.6
- 著者 梅津 英明、大川 信太郎(共著)

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

NEWS

- The 10th Edition of Best Lawyers in Japanにて高い評価を得ました
Best Lawyers（ベスト・ロイヤー）による、The 10th Edition of Best Lawyers in Japanに当事務所の弁護士83名が選ばれました。

また、下記2分野が「Law Firm of the Year」に選ばれました。

- ・ Banking and Finance Law
- ・ Real Estate Law

下記3名の弁護士が「Lawyers of the Year」に選ばれました。

- ・ 齋藤 浩貴 : Information Technology Law
- ・ 射手矢 好雄 : International Business Transactions Tokyo
- ・ 佐藤 正謙 : Structured Finance Law

- ・ Antitrust / Competition Law
伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人
- ・ Arbitration and Mediation
上村 哲史
- ・ Asset Finance Law
村上 祐亮
- ・ Banking and Finance Law
石黒 徹、桑原 聡子、佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、小澤 絵里子
小林 卓泰、青山 大樹、江平 享
- ・ Capital Markets Law
石黒 徹、安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、根本 敏光
- ・ Corporate and M&A Law
米 正剛、射手矢 好雄、河井 聡、菊地 伸、桑原 聡子、藤田 浩、松井 秀樹、
藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、小松 岳
志、戸嶋 浩二、紀平 貴之、高谷 知佐子、小島 義博、篠原 倫太郎、江平 享、
内田 修平、塩田 尚也、関口 健一
- ・ Corporate Governance & Compliance Practice
石黒 徹、松井 秀樹、澤口 実、石井 裕介、山内 洋嗣
- ・ Criminal Defense
池田 綾子、奥田 洋一、柴田 勝之
- ・ Derivatives
佐藤 正謙、小澤 絵里子
- ・ Energy Law
小林 卓泰

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

- Financial Institution Regulatory Law
石黒 徹、松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子
- Information Technology Law
齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎
- Insolvency and Reorganization Law
藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太
- Insurance Law
増島 雅和
- Intellectual Property Law
飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文、上村 哲史、
岡田 淳
- International Business Transactions
射手矢 好雄、江口 拓哉、松村 祐土、武川 丈士、土屋 智弘
- Investment and Investment Funds
竹野 康造、三浦 健、下瀬 伸彦、大西 信治
- Labor and Employment Law
高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一
- Litigation
山岸 良太、奥田 洋一、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎、宮谷 隆、
柴田 勝之、荒井 正児、信國 篤慶、眞鍋 佳奈、小島 冬樹
- Media and Entertainment Law
齋藤 浩貴、山元 裕子、横山 経通、上村 哲史
- Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law
竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学
- Product Liability Litigation
関戸 麦
- Project Finance and Development Practice
岡谷 茂樹
- Real Estate Law
佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹
- Structured Finance Law
佐藤 正謙、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、
青山 大樹
- Tax Law
増田 晋、大石 篤史、酒井 真、小山 浩
- Telecommunications Law
山元 裕子、林 浩美

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

・ Trade Law

江口 拓哉

➤ 渡部 彩 弁理士が入所しました

2019年4月1日付で、渡部 彩 弁理士が、当事務所に入所いたしました。

渡部弁理士は、国内の有力な弁理士事務所にて、長年にわたり国内及び国際的な商標業務を幅広く担当しており、同分野における豊富な知識及び経験を有し、多くの依頼者に信頼されてまいりました。

渡部弁理士の入所により、弁護士及び弁理士が一体となった総合的な知的財産関連サービスを、さらに充実した体制で提供できるように、努めてまいる所存です。

➤ 国際仲裁を専門とする Daniel Allen 弁護士が入所しました

当事務所は、Daniel Allen 弁護士を迎えました。

Allen 弁護士は、米国の弁護士資格を有しており、国際仲裁については特に深い知見と豊富な経験を有しています。同弁護士は、2010年にスタンフォード・ロー・スクールを修了し、その後1年間、双日米国会社法務部に勤務しました。2011年には、ニューヨーク市の Cravath, Swaine & Moore にて執務を開始し、そこで知的財産案件を中心に、米国裁判所における訴訟と陪審審理を多数手掛けました。2014年に活動の地を東京に移し、Freshfields Bruckhaus Deringer の国際仲裁チームに加入しました。同弁護士は、2017年、2018年と連続して、The Legal 500において、Next Generation Lawyer for dispute resolution in Tokyo（東京において次世代を担う弁護士（紛争解決分野））に選ばれました。

実務経験豊かな Allen 弁護士は、日本のクライアントと、他のアジア諸国のクライアントを代理して、係争金額が多額の国際仲裁手続を中心に、様々な国際紛争案件に従事しました。その中には、国家間の投資協定に基づき様々な国家を相手に提起された仲裁手続において、投資家の代理人を務めた経験も、また、国家の代理人を務めた経験もあります。特に、日本の大手再生可能エネルギー会社を代理して、スペイン王国に対して、世界銀行の投資紛争解決国際センター（ICSID）に提起したエネルギー憲章条約に基づく請求事件においては、主導的役割を果たしました。

Allen 弁護士の入所により、当事務所は、国際紛争部門をより一層強化するとともに、国際仲裁手続をはじめその他の国際的紛争解決手続においても、クライアントの皆様のために、さらに充実したリーガルサービスを提供できるように、努めてまいる所存です。

CRISIS MANAGEMENT NEWSLETTER

➤ 紀 鈞涵 弁護士が入所しました

【紀 鈞涵 弁護士からのご挨拶】

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、私は、所属事務所を移籍し、森・濱田松本法律事務所にて執務させていただくことになりました。

2001年台湾弁護士（律師）試験に合格し、2005年登録以来、台湾の萬國法律事務所（Formosa Transnational Attorneys at Law）のコーポレート部門にて執務し、その後、東京大学大学院への留学を経て、西村あさひ法律事務所にて約3年間執務しました。これまでは、日台間のM&A、ファイナンス、台湾現地における労務問題対応、コンプライアンス、一般企業法務、民商事紛争のほか日本企業が直面する台湾関連の法務問題全般に幅広く取り組んでまいりました。

今後は、森・濱田松本法律事務所におきまして、これまでの日本と台湾両方での執務経験を活かし、より専門性を深め、ご依頼をいただくクライアントの皆様のお役に立てるよう、また日本と台湾との架橋になれるような仕事ができるよう、努めてまいります。皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（当事務所に関するお問い合わせ）

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com